

2018年11月30日

日本植物病理学会の法人化について

日本植物病理学会 会長

久保康之

平成30年3月に神戸国際会議場で開催されました平成30年度大会におきまして、日本植物病理学会の2020年度からの法人化に向けた準備を進めることをご承認いただきました。これまで任意団体として運営されて参りました日本植物病理学会を一般社団法人日本植物病理学会として法人格を取得し、以後、新たな組織体制のもとに運営されることとなります。

これまで、法人化につきまして将来問題検討委員会が中心となり専門家の意見を得ながら検討を進め、任意団体としての学会の組織や運営体制を社団法人として適切に継承する方針で進めてまいりました。平成30年11月17日に開催されました平成30年度、第1回評議員会では、これまでの「会則」に代わる「定款」(案)を提示し、承認されました。ここに会員の皆様に法人化後の日本植物病理学会の組織運営の形をとりまとめた「日本植物病理学会の法人化後の組織お

よび運営について(案)」と「定款(案)」をお示しいたします。これらの案をご覧いただき、ご意見がございましたら12月31日(月)までに日本植物病理学会事務局あてにお寄せいただけますよう、お願い致します。

また、今後の予定としましては、つくば国際会議場にて開催されます2019年度大会におきまして、定款案の審議を頂きます。承認が得られましたら、同年11月に申請、2020年1月に法人設立、2020年度大会において法人への移行というスケジュールを予定しております。また、法人化申請に合わせて学会組織運営の細則を定めた規定を整備致します。

以下、日本植物病理学会の法人化後の組織および運営について(案)」と「定款(案)」をお示し致します。

2018年11月30日

日本植物病理学会会員各位

日本植物病理学会法人化後の組織および運営について（案）

日本植物病理学会
法人化検討委員会
委員長 久保康之

2020年の日本植物病理学会法人化へ向けて、法人化検討委員会から法人化後の組織および運営についての検討結果と概要を報告いたします。合わせて定款案および規程案をご参照ください。本案は学会から一般社団法人化に関する委嘱を受けた、将来問題検討委員会での検討作業と法人化業務に通じた法律専門家のアドバイス契約を経て、策定したものです。検討にあたっては、社団法人としての法的な組織運営要件を遵守することを第一義としながら、任意団体として運営してきた日本植物病理学会の組織運営形態を社団法人として適切に継承することを基本的な考えとしています。なお、規程につきましては、組織運営が円滑に行われますように細部にわたりまして引き続き整備を進めていく予定です。

（1）学会の機関等について

現行の日本植物病理学会（以下、「本学会」）会則では、議決機関、執行機関としてそれぞれ総会および評議員会が位置づけられています。一般社団法人では、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下法人法）」に基づき社員総会、理事会がそれぞれ議決機関、執行機関として対応します。そこで法人化後の本学会では、現行の総会および常任評議員会をこれらに対応させます。ただし、現行の評議員会は法人化後においてもこれまでと同様に学会内運営組織として機能させ、執行機関である理事会（常任評議員会）への助言や監督を行います。

本学会では代議員制は設けず、従って今後も会員による社員総会が法人の議決機関として機能します。その議決に基づき執行機関である理事会が法人運営を執行します。本学会の社員総会（以下、「総会」）では社員の20分の1以上の出席（委任状含む）とその過半数の賛成により議決が行われます。執行機関である理事会は、学会の運営に対する責任を負います。理事会の開催は法人法の規定に則りながら、現行の評議員会の開催時期を引き継いだ形で開催します。

（2）役員

法人の役員として、理事（20名以内）および監事（3名以内）を置きます。「会長」および「副会長」は、法人法における法人を代表する「代表理事」とします。

役員は総会の決議により選任しますが、選任にあたっての実質的な方式はこれまでと同様とします。「理事」は評議員選挙の結果を参考に選出され、総会に推薦さ

れます。「代表理事」は当該年度および前年度の評議員同士の意向投票の結果を参考に選出され、総会に理事（代表理事候補者）として推薦されたうえで理事会で選出されます（副会長は翌年度に会長になります）。「監事」は評議員同士の意向投票の結果を参考に選出され、総会に推薦されます。

従来の評議員選挙の結果によって選出していた「常任評議員」は法人化後の組織では廃止し、評議員選挙の結果を参考にした「理事」の選出がこれに対応することになります。また、従来「副会長」は評議員による投票により選出していましたが、法人化後では評議員による意向投票とその結果を参考とした理事会による「代表理事」の選出がこれに対応し、学会組織としては「副会長」の役職につきます。

「理事」の任期は定款によって1年と定めますが、評議員選挙はこれまでと同様に2年ごとに実施し、選挙のない年度については理事会において前回の選挙結果を参考に理事候補者を選出し総会に推薦します。従いまして、基本的には通算で2年の任期となります。「代表理事」の任期も理事と同様に1年となりますが、在任中の副会長は次年度の会長も務めることとなります。そのため、学会内役職としての会長、副会長の任期は各1年ですが、法人組織としての代表理事の任期は合わせて2年となります。

監事は任期2年で、法人法に基づく権限をもち、理事の職務の執行を監査します。従来の会計監査の役割に加えて事業についても監査する役割を担うため、これまでとはやや役割・性格が異なり、理事会への出席と必要に応じて意見を述べる義務等法人法に決められた義務が課せられます。

編集委員長は、理事には位置づけず、評議員会を構成するメンバーとして、会長が正会員から選任します。

学会運営の実務は幹事会が担います。幹事会は従来どおり、会長、副会長および若干名の庶務幹事、会計幹事で構成します。各幹事は、理事会が選任し庶務幹事長の下で、学会運営の実務を担うため、理事会及び評議員会に出席し意見を述べることができですが、議決権はありません。

（3）選挙

従来の副会長選挙は、法人化後は副会長候補者意向投票として、同様の方法で実施します。法人法の規定により代表理事（副会長）は理事会において選任されるため、直接選挙で選出することができません。そこで、評議員からなる被選挙人名簿から、1名の「副会長候補者」を選ぶ投票（代表理事（副会長）意向投票）を実施し、副会長候補者を選出します。理事会はその結果を尊重し、副会長を選任します。評議員選挙については法人化後も従来と同様な方式で実施します。

（4）事業年度

事業年度は毎年1月1日から12月31日までとします。事業年度終了後法人税等の申告および納税の期限までに総会を開催してその事業年度の決算を確定させ、申告・納税を済ませる必要があります。これについては従来と変わりません。

総会が開催される学会の年次大会の開催時期が 3 月末でない場合には、1 月から 3 月末までに決算のための理事会のみを開催します（メールでの審議になる可能性もあります）。

（5）学会事務局

学会の日常的な業務を担う事務局は、理事会の下に置き、庶務幹事長の執行責任のもとで、事務幹事と協力してこれまでと同様に業務を行います。

（6）部会・研究会の活動

法人化に伴い、学会内に設置された各種組織の活動も、法人の傘下で実施することになります。また、各種組織の会計はこれまでと同様に、すべて法人本体の会計の一部となりますので、適切な支出入の管理が求められます。

（7）各種委員会

学会内部組織として設置されている委員会は理事会の下に置くものとします。

（8）一般社団法人の設立と任意団体解散の手続き

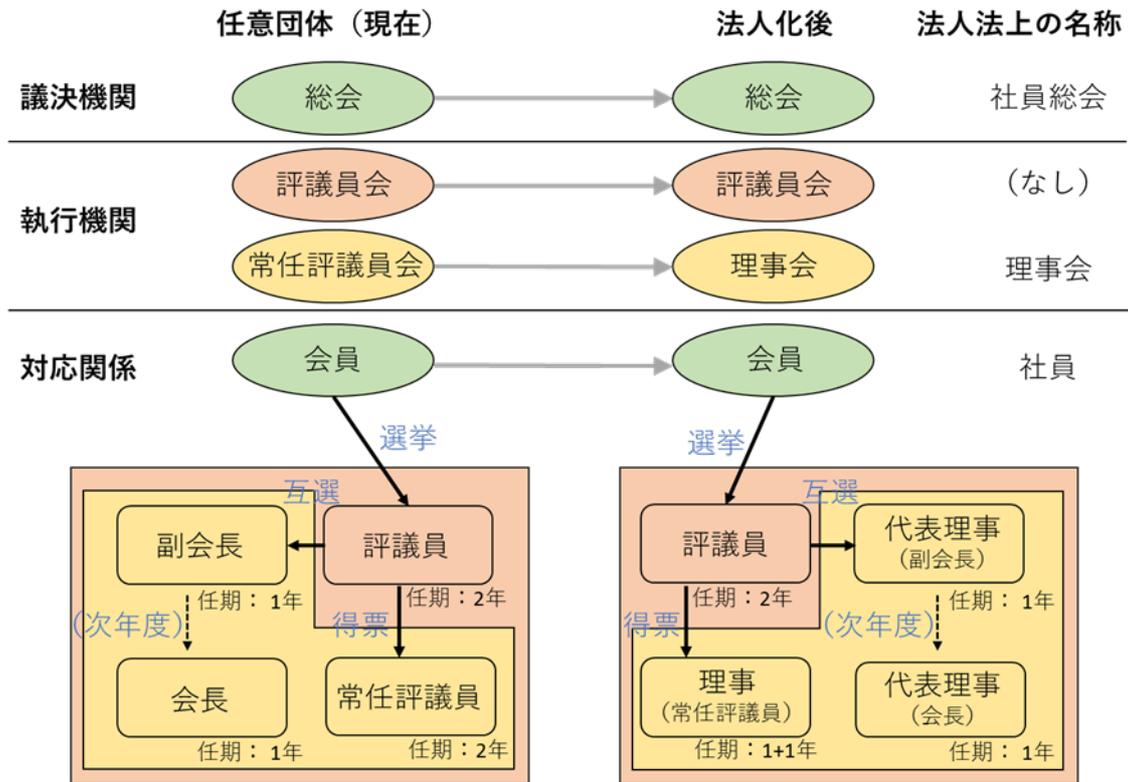
任意団体から一般社団法人に移行するための手続きは次のように行います。

①法人設立のために必要な設立時理事兼代表理事および設立時理事ならびに設立時社員は、新法人の代表理事会長候補者および理事候補者をあて、法人設立（登記）を 2020 年 3 月に開催される大会前に完了します。

②大会時の任意団体としての総会で、任意団体としての日本植物病理学会から一般社団法人日本植物病理学会に対して、会員を移行すること、事業および財産を譲渡することならびに、任意団体日本植物病理学会を解散することを決議します。

③直後に一般社団法人としての総会を開催し、法人の役員選任を決議します。さらにその後の理事会において会長・代表理事を互選します。

日本植物病理学会の任意団体と法人化後の組織関係（案）



日本植物病理学会の任意団体と法人化後の役員構成と選任（案）

	任意団体	法人
役員等構成	<p>会長 ・前年の副会長が就任</p> <p>副会長 ・評議員の互選により選出</p> <p>常任評議員 ・評議員選挙の得票により選任</p> <p>幹事長 ・会長の委嘱</p> <p>編集委員長 ・会長の指名</p> <p>会計監査 ・評議員の互選</p> <p>評議員 ・会員の互選により選出</p> <p>幹事会</p> <p>評議員会</p>	<p>代表理事（会長） ・前年の副会長が就任</p> <p>代表理事（副会長） ・評議員の互選により選出し理事会が理事候補者として総会に推薦。理事会で当該理事を代表理事に選出</p> <p>理事 ・理事会が評議員選挙の結果を参考に候補者を選出し、総会に推薦</p> <p>幹事長 ・会長の委嘱</p> <p>編集委員長 ・会長の指名</p> <p>監事 ・評議員の互選</p> <p>評議員 ・会員の互選により選出</p> <p>理事会</p> <p>幹事会</p> <p>評議員会</p>
選挙	<p>副会長選挙：評議員の間接選挙</p> <p>評議員選挙：会員の直接選挙 (正会員・学生会員)</p>	<p>代表理事（副会長）意向投票：評議員の意向投票の結果を尊重し理事会が選出</p> <p>評議員選挙：会員の直接選挙 (正会員・学生会員)</p>

一般社団法人日本植物病理学会定款（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は一般社団法人日本植物病理学会（以下「本会」という。）と称し、英文表記を The Phytopathological Society of Japan、略称を PSJ とする。

（事務所）

第2条 本会は主たる事務所を東京都北区に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は植物病理学の進歩と普及をはかることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）研究発表会及び講演会の開催
- （2）会報（英文誌及び和文誌）及びその他の出版物の刊行
- （3）会員等の業績の表彰
- （4）その他本会の目的達成に必要な事業

（公告の方法）

第5条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 会員

（会員の種別）

第6条 本会に次の会員を置く。

- （1）個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- （2）賛助会員 本会の目的に賛同して賛助するために入会した団体及び個人
- （3）準会員 本会の目的に賛同して入会した団体

2 前項の個人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」とする。）上の社員とする。

（入会）

第7条 本会に入会しようとする者は、所定の入会手続きを経て申し込み、会長の承認を受けるものとする。

（会費）

第8条 会員は、本会の事業活動に必要な経費に充てるため、会費として、会員規程において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第9条 退会しようとする会員は、その旨を本会に申し出ることにより、退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付してその旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款、その他の規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し通知するものとする。

(資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払いの義務を2年以上履行しなかったとき

(2) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての個人会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(開催)

第13条 総会は、定時総会として、毎事業年度終了後速やかに開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総議決権の5分の1以上の議決権を有する個人会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から4週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知が発せられない場合は、前項の規定による請求をした個人会員は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、出席した他の理事が議長を務める。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、個人会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会に出席した個人会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該総会において個人会員総数の20分の1以上の出席がない場合においては、決議は成立しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、個人会員総数の半数以上であって、個人会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他、法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 総会に出席できない個人会員は、あらかじめ通知された事項について他の個人会員を代理人として決議を委任することができる。この場合、当該個人会員については総会の定足数及び議決数に算入する。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び総会で指名された議事録署名人1名が、記名押印または署名する。

3 第1項の議事録は、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

(会員への通知)

第19条 総会の議事の要項及び議決した事項は、本会が発行する会報又は電磁的方法等にて会員に通知する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、2名を法人法上の代表理事とする。

3 前項の代表理事のうち、1名を会長、もう1名を副会長とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 前項の理事及び監事の候補者は、個人会員の中から別に定める規程により選出する。

3 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 監事は、本会の理事又は使用人（事務局の職員をいう。以下「職員」という。）を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他該当理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事は、法令及びこの定款並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を行い、また、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

3 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

5 代表理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第24条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 理事又は監事が、第20条に定める定数に足りなくなるときは、第21条に定める方法によりこれを選任する。後任者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了、又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（責任の一部免除又は限定）

第26条 本会は、役員の方法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 理事会は、必要に応じ指名する者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(開催)

第29条 理事会は、毎年2回以上開催することとし、次のいずれかに該当する場合にも開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたときは他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時は、この限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。
- 3 第1項の議事録は、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会において承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 本会は、前項の定時総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び個人会員の名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金処分の禁止)

第37条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 本会が清算をする場合において有する残余財産は総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人または公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与

し帰属させるものとする。

第9章 研究発表会及び講演会

(大会)

第41条 本会は、大会を原則として年1回開催する。

2 大会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(部会)

第42条 本会は、部会を原則として地域別に年1回開催する。

2 部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(談話会及び研究会等)

第43条 本会は、談話会及び研究会等を開催することができる。

2 談話会及び研究会等の運営に関して必要な事項は、別に定める。

第10章 委員会

(委員会)

第44条 本会は事業を推進するために、総会の下に委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 補則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(法令の準拠)

第46条 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第47条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から2020年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第48条 本会の設立時の役員は次のとおりとする。

設立時理事 **** *

設立時代表理事(会長) ****

設立時代表理事(副会長) ****

